

宮城県民間賃貸住宅提供促進奨励金のご案内

宮城県では、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、民間賃貸借上げ住宅）の供与を受けた高齢者及び障がい者（以下「支援対象者」という。）の住宅再建を図るため、当該支援対象者を含む世帯が入居するための賃貸借契約等を締結した貸主に対し、「宮城県民間賃貸住宅提供促進奨励金」を支給します。「宮城県提供促進奨励金支給要綱」をお読みいただいた上で、下記4の届出を行ってください。

1 奨励金の額

賃貸借契約書等に規定された月額賃料の1か月分（上限金89,000円）です。

2 支給対象者

県内の民間賃貸住宅において、支援対象者を含む世帯（下記3）が平成27年4月1日以降に入居するための賃貸借契約等を締結した貸主に対して支給します。

3 支援対象となる世帯

3-1 支援対象者は、次の（1）から（3）までのいずれにも該当する方です。

- (1) 大震災で被災したことにより、応急仮設住宅の供与を受けた方（同居人を含む。）
- (2) 民間賃貸住宅の入居日までに応急仮設住宅を退去した方且つ住居再建していない方。
- (3) 次のイ又はロのいずれかに該当する方。
 - イ 賃貸借契約等締結日において、65歳以上の方。
 - ロ 賃貸借契約等締結日において、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方。

3-2 支援対象者を含む世帯（支援対象となる世帯）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当する世帯です。

- (1) 賃貸借契約等締結日において、当該民間賃貸住宅に居住する方が65歳以上の方のみであり、支援対象者を含む世帯。
- (2) 賃貸借契約等締結日において、当該民間賃貸住宅に居住する方に、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する支援対象者を含む世帯。

4 支給に係る届出手続き

貸主は、賃貸借契約等締結日の翌日から起算して3か月以内に、次の書類を添えて、「奨励金支給に係る届出書」（入居世帯が上記3-2（1）に該当する場合は別記様式第1号の1、3-2（2）に該当する場合は別記様式第1号の2）1通を県保健福祉部震災援護室に提出（郵送可、必着）してください。

- (1) 支給要件確認申立書（別記様式第2号）
- (2) 県税事務所長が発行する、全ての宮城県税についての納税証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (3) 賃貸借契約書等の写し
- (4) 振込口座確認書類（預金通帳の写し等）
- (5) 別記様式第1号の2による届出の場合、次のイ又はロのいずれかの書類。ただし、支援対象者が県に直接次のイ又はロの書類を提出することに同意する場合は、添付の必要はありません。県から支援対象者に提出方法を説明しますので、届出書に支援対象者の電話番号を記入してください。
 - イ 障害者手帳の写し
 - ロ 障害者手帳所持状況の確認書（別記様式第4号）

※代理人による届出をすることもできます（委任状の添付が必要です）。

5 不支給要件

次の（１）から（７）までのうち、１つでも「はい」があれば、奨励金は支給されません。

| | | |
|-----|--------|--|
| (1) | はい・いいえ | 賃貸借契約等締結日において貸主が、不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置の期間中である。 |
| (2) | はい・いいえ | 貸主が、奨励金支給に係る届出書の届出日において県税に未納がある。 |
| (3) | はい・いいえ | 支援対象者、支援対象者を含む世帯員又は貸主が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である。法人の場合は、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が経営に事実上参加している。 |
| (4) | はい・いいえ | 支援対象者、支援対象者を含む世帯員又は貸主が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしている。 |
| (5) | はい・いいえ | 支援対象者、支援対象者を含む世帯員又は貸主が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している。 |
| (6) | はい・いいえ | 支援対象者、支援対象者を含む世帯員又は貸主が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している。 |
| (7) | はい・いいえ | 支援対象者、支援対象者を含む世帯員又は貸主が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用している。 |

6 届出窓口、お問合せ先

◆届出書提出先、お問合せは…

宮城県保健福祉部震災援護室 仮設住宅調整第二班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-3435
FAX：022-263-9636

◆支給要綱、支給に係る届出書、その他様式は…

- ・宮城県保健福祉部震災援護室窓口でお渡ししています。
- ・県保健福祉部震災援護室ホームページからダウンロードできます。

URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engo/>

（宮城県トップページ＞組織でさがす＞震災援護室トップページ）